

「函館TOM向上推進事業」映像制作検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 まちに対する誇りや地域愛を醸成することで、まちの魅力を向上・発信し次世代に継承する役割を担う人材を育てることを目的に小学生向け意識啓発DVD制作について検討するため、「函館TOM向上推進事業」映像制作検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成30年3月31日までとする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、懇話会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ、委員を招集し会議を開くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画部において処理する。

(謝礼)

第7条 委員が懇話会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。